

第 16 誘導灯及び誘導標識

機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
誘 導 灯	外箱及び表示面	種類	目視により確認する。 ア 避難口誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあつては、誘導方向に誤りがないこと。 イ 通路誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあつては、誘導方向に誤りがないこと。 ウ 客席通路誘導灯 機種等により適正な距離が保たれていること。
		視認障害等	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じていないこと。
		外形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。 イ 取付状態が適正であること。 ※ 表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換する。
		表示	目視により確認する。 スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	非常電源 (内蔵型のものに限る。)	外形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。 所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
		機能	非常電源に切り替えて目視により確認する。 ア 不点灯、ちらつき等がないこと。 イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。(「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池の製造年からJIS C 8705に該当する蓄電池にあつては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄

			電池にあつては5年を超えていないものを除く。) ※(ア)ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。 a 個別制御方式のもの：非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。 b 集中制御方式のもの：非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。 (イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。 a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。
光	源	目視により確認する。	ア 汚損、著しい劣化、ちらつき、自動点検機能による表示ランプ等の異常表示等がなく、正常に点灯していること。 イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。
点 検 ス イ ッ チ		目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。
ヒ ュ ー ズ 類		目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
結 線 接 続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
信号装置等（消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。）	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	機 能	手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。	ア 正常に点滅すること。 イ 正常な音声等が鳴動すること。 ウ 正常に点灯すること。（消灯型又は減光型に限る。）
制御装置（集中制御方式の自動点検機能のものに限る。）	機 能	目視により確認する。	「運転中」又は「監視中」の表示ランプが点灯していること。
誘 導 標 識	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。
	視 認 障 害 等	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこと。

採光又は照明	目視により確認する。	識別に十分な採光又は照明があること。	
表示面の輝度（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「第2号告示」という。）第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）	目視及び輝度計により確認する。	劣化による輝度の減衰がないこと。	
設置場所の照度（規則第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、第2号告示第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）	目視及び照度計により確認する。	設置場所において十分な照度を確保していること。	
ヒューズ類（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。	
結線接続（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
	機能	内蔵電源に切り替えて目視により確認する。	不点灯、ちらつき等がないこと。